

総 税 固 第 23 号
平成 26 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 殿
（市町村税担当課扱い）
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿
（市町村税・固定資産税担当課扱い）

総務省自治税務局固定資産税課長
（公印省略）

固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号、以下「改正法」という。）及び農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 26 年農林水産省令第 24 号）が平成 26 年 4 月 1 日から施行されます。

改正法の施行に伴い、同日以降、農業委員会はその所掌事務の遂行に必要な限度で、関係行政機関に農地に関する情報の提供を請求することができることとなります（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 51 条の 2 第 2 項）。その結果、農地法第 3 条第 1 項に基づき農業委員会の許可を受けなければならない農地や同法第 3 条の 3 第 1 項に基づき農業委員会に届け出なければならない農地に関する固定資産課税台帳の一定の情報を地方団体の税務部局が農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局、以下同じ。）に提供したとしても、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の守秘義務に抵触しないものと解されるところです。

今後、農業委員会より、権利移動の許可や権利取得の届出の義務がある農地に関する固定資産課税台帳の一定の情報について提供依頼がなされることがあると考えられますが、その実務的な取扱いについては、農林水産省経営局農地政策課長から各地方農政局経営・事業支援部長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長及び北海道農政部長に別添のとおり通知されています。各地方団体の税務部局におかれましては、この通知を踏まえ、農業委員会からの当該情報の提供依頼について、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡いただきますよ

うお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

（注） 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 102 条では、農業委員会は、地方税法第 22 条の規定に違反しない範囲内で農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うものとされていますが、具体的には、農業委員会において、地方団体の税務部局から提供を受けた情報を、農業委員会が保有する農地台帳の記録と照らし合わせることをいうものとされています。

（連絡先）

自治税務局固定資産税課

担当：村上理事官、大熊係長

電話：03-5253-5674（直通）

Email：t.ohkuma@soumu.go.jp

25 経営第 3968 号
平成 26 年 3 月 31 日

(別 紙) 殿

経営局農地政策課長

固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の取扱いについて

農業の生産性向上に向けて、担い手への農地集積・農地の集約化の更なる加速等を図るため、遊休農地に関する措置の強化や農地台帳等の法定化などを盛り込んだ農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）が平成25年12月13日に公布され、農地法（昭和27年法律第229号）第51条の2の規定に基づき、農業委員会は、農地に関する情報について、行政機関内部での内部利用・相互提供や他の機関に対する情報提供依頼ができることとされたところです。

また、本日付けで農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成26年農林水産省令第24号）が公布され、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第102条の規定に基づき、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年1回以上、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に違反しない範囲内で、農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うこととされたところです。

いずれも平成26年4月1日から施行されることとされていますが、これを受け、今後、農業委員会（農業委員会の非設置市町村においては市町村農政部局、以下同じ。）から地方団体の税務部局に対して行う固定資産課税台帳に記載されている農地に関する情報の提供依頼の取扱いについては、その適切かつ円滑な実施に向け、下記事項に御配慮いただくとともに、貴管下の県を通じて市町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、このことについては総務省とも協議済みであることを申し添えます。

記

1 提供を受けることが可能な情報について

地方税法第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳（以下「台帳」という。）に記載されている農地法第2条第1項に規定する農地に関する情報のうち、地方団体の税務部局が調査した結果知り得た情報（以下「登記簿と異なる台帳記載情報」という。）であって一定のものについては、農業委員会は、農地法第51条の2第2項の規定に基づき、農業委員会の所掌事務の遂行に必要な限度で

情報提供を求めることで、地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく、地方団体の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることが可能であること。この提供を受けることが可能な登記簿と異なる台帳記載情報であって一定のものとは、農地法第3条の規定に基づく権利移動の許可を受ける際又は同法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出を行う際に農業委員会への提出が義務付けられている事項のうち農地台帳への記載が必要な事項に限られること。具体的には、農地の所有者の氏名又は名称及び住所、農地の所在、農地の面積といった事項に限られること（したがって、農業委員会への届出義務が無い事項、例えば、所有権を移転せず変更された所有者の住所は、提供を受けることができる登記簿と異なる台帳記載情報に含まれない。）。

なお、農業委員会が、地方団体の税務部局から台帳に記載されている農地に関する情報で一般に公開されているものの提供を受けることは、従前どおり、可能であること。

2 提供を受けるに当たっての手續

農業委員会が、1により提供を受けることが可能な情報の提供を求める際には、あくまでも事務取扱が可能な範囲での連携協力となることから、事前に税務部局との間で、その照会時期、照会対象の範囲、照会の方法などについて、十分調整の上、実施すること。

3 把握した情報の活用

農業委員会は、1により提供を受けた情報を、農地法第51条の2第1項の規定に基づきその所掌事務の遂行に必要な限度で内部利用することが可能であることから、例えば、農地台帳の記録の修正や農地法等に基づく他の法令業務などに積極的に活用することが適当であること。

4 その他

農地法施行規則第102条の規定に基づき、農業委員会は、地方税法第22条の規定に違反しない範囲内で農地台帳について固定資産課税台帳との照合を行うものとされているが、具体的には、農業委員会において、地方団体の税務部局から1により提供を受けた情報を、農業委員会が保有する農地台帳の記録と照らし合わせることをいうものであること。

(別紙)

東北農政局経営・事業支援部長

北陸農政局経営・事業支援部長

関東農政局経営・事業支援部長

東海農政局経営・事業支援部長

近畿農政局経営・事業支援部長

中国四国農政局経営・事業支援部長

九州農政局経営・事業支援部長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

北海道農政部長

以上